

令和2年4月16日

保護者 各位

今帰仁村立今帰仁小学校
校 長 屋良 篤
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の期間延長について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月21日に今帰仁村新型コロナウイルス肺炎対策本部を設置され、その本部会議の決定事項をもとに感染拡大の防止に取り組んでいるところです。

令和2年4月6日付け今教委第2号で、4月20日(月)までの臨時休業を通知したところですが、北部管内で感染者が確認され、また県内でも感染経路が不明な感染者が更に増えていることを踏まえ、4月15日の今帰仁村新型コロナウイルス肺炎対策本部会議において、別紙のとおり村内小中学校の臨時休業の延長が決定し今帰仁小学校へも通知されましたのでお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、休校期間中の過ごし方の指導および家庭への支援をお願いします。引き続き、児童の居場所確保の為に小学校での受け入れの措置を行います。

(別紙)

1 臨時休業期間

令和2年4月21日（火）～令和2年5月6日（水）

- ・児童の居場所確保のため小学校での受け入れ措置は継続して行う。
- ・今後の状況により、再延長もある。

2 過ごし方の再確認について

- ・感染の拡大を防止するための休業措置であることを理解させ、不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごす指導を行う。
- ・免疫力を高めるための指導を行う。（睡眠・運動・食事等）
- ・休校期間中の部活動やスポーツ少年団等の活動は停止する。

3 健康状況の把握等について

- ・週に1回以上は、電話連絡等により児童生徒の健康状況等を確認する。その際、可能な範囲で家族の状況も確認する。（必要に応じて家庭訪問を実施する。）
- ・チェックカードを作成・配布し、休校中の各自の状況を学年に応じて記録させ、振り返りを促す。（4月20日～4月22日に健康チェックカードと課題を学校から配付します）
- ・次の場合は速やかに学校へ連絡するように依頼する。
児童生徒および同居する親族等が、感染者・濃厚接触者・間接的な接触者となった場合。
発熱が続いたり倦怠感の症状がある場合。
- ・心のケアが必要な児童生徒については、学校へご相談下さい。

4 学習指導に関すること

学習課題を準備・配布しますので、毎日の学習を継続して下さい。

必要に応じて、定期的な電話連絡の際に学習状況の確認・把握に努める。

5 学校再開に向けて

- ・発熱等の風邪症状がある児童生徒・教職員は、自宅待機することを周知徹底する。
- ・次の場合、2週間は自宅待機を要請し、健康状態に問題がなければ登校させる。
休校中に県外等への渡航または県外等からの転入の児童生徒（県教139号9(3)）
同居親族等に感染が確認された場合の児童生徒・教職員（濃厚接触者となるため）
- ・児童生徒・教職員、その同居親族等に、濃厚接触者・間接的な接触者が確認された場合は、学校へ報告して下さい。
- ・各校で感染防止対策を徹底し、万全を期す。
- ・児童生徒、教職員にマスクの準備・作成を促し、再開時には着用100%を目指す。